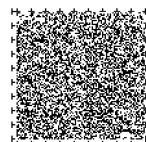


だい き ふ じ み し しょう しゃ し えんけい かく
第5期富士見市障がい者支援計画

がいようばん
【概要版】

れいわ ねん がつ
令和3年4月
ふ じ み し
富士見市

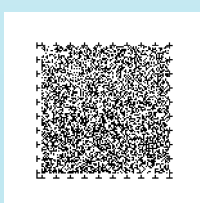
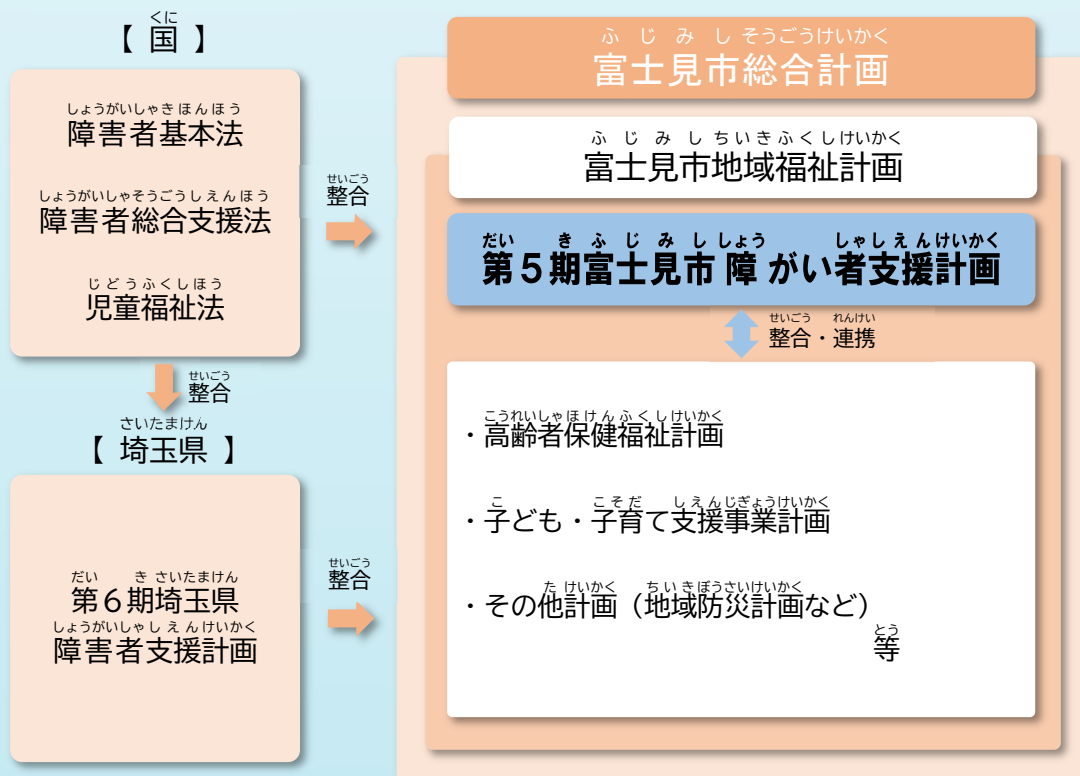


1 計画策定の背景と趣旨

近年、障がいのある人の高齢化と障がいの重度化が進む中で、障がい福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

昨今では、支援が必要な場合であっても、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況もみられ、年齢を重ねても多様な生活課題を抱えても総合的な支援を受けやすくする必要性も生じてきています。

本市では、平成30年3月に策定した「第4期富士見市障がい者支援計画」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、本市の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和3年度を初年度とした「第5期富士見市障がい者支援計画」を策定することとしました。



2 計画の対象

本計画では、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）、難病等があるために日常生活又は社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を計画の対象とします。

3 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。また、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

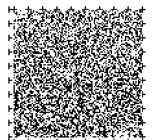
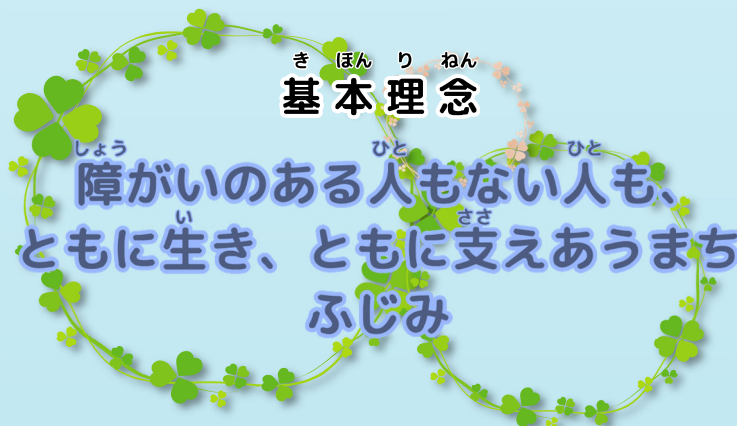
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第4期計画 (第5次障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画)			第5期計画 (第6次障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画)		

4 基本理念

富士見市では、ノーマライゼーション、リハビリテーション、ソーシャルインクルージョン及びユニバーサルデザインの理念に基づいた「共生社会の実現」を基本理念として、障がい者支援施策を進めてきました。

第4期富士見市障がい者支援計画(平成30年度(2018年度)～令和2年度(2020年度))では、「障がいのある人もない人も、ともに生き、ともに支えあうまち 富士見」を基本理念とし、計画を推進していることから、これを障がい者分野の基本理念とします。

本計画においても、この理念及び目標を踏まえ、計画を推進します。



5 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]

障がいのある人もない人も、ともに生き、ともに支えあうまちふじみ

1 理解と交流の促進

- (1) 障がいのある人への理解と交流の促進
- (2) 当事者参画の推進

2 相談・情報提供・権利擁護の充実

- (1) 相談体制の強化
- (2) 情報提供の充実
- (3) 権利擁護の推進

3 安心して暮らせるまちづくり

- (1) 防災・防犯体制の強化
- (2) 施設などのバリアフリーの推進
- (3) 道路環境・公共交通の整備
- (4) 緊急時連絡体制の強化

4 保健・医療サービスの充実

- (1) 精神保健・難病疾患などへの支援
- (2) 歯科保健の充実

5 福祉サービスの充実

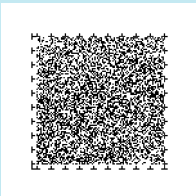
- (1) 日常生活支援の充実
- (2) 外出支援の充実
- (3) 住まいの充実

6 障がい児支援の充実

- (1) 早期発見と療育の推進
- (2) 障がい児保育の推進
- (3) 学校教育の充実
- (4) 放課後支援の充実

7 社会参加支援の充実

- (1) 雇用・就労支援の充実
- (2) 生涯学習支援の充実
- (3) スポーツ活動・文化芸術活動の推進



6 すうちもくひょう 数値目標

福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 令和元年度末時点の施設入所者数97人の6人(6%増)を令和5年度末までに地域生活へ移行します。
- 令和5年度末時点の施設入所者数について、令和元年度末時点の実績を維持します。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 保険・医療・福祉関係者による協議の場について、広域的な協議の場の設置を含めた検討を行います。

地域生活支援拠点等の機能の充実

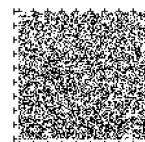
- 国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、障がいのある人の生活を地域全体で支えるための体制づくりについて、広域的な拠点を目指し、1か所設置します。

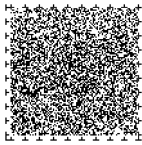
福祉施設から一般就労への移行等

- 令和5年度末までに、福祉施設から一般就労への移行者数を令和元年度実績の16人から1.31倍の21人にします。
- 令和5年度末までに、就労移行支援事業の利用者数を令和元年度末の利用者の7人から1.42倍の10人にします。
- 令和5年度末までに、就労継続支援A型の利用者数を令和元年度末の利用者の1人から2.00倍の2人にします。
- 令和5年度末までに、就労継続支援B型の利用者数を令和元年度末の利用者の0人から1人にします。
- 令和5年度における就労定着支援事業の利用者数を13人から76.9%の10人にします。
- 就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を77.8%以上とします。

障がい児支援の提供体制の整備等

- 令和5年度末までに、市内に児童発達支援センターが1箇所以上設置されているものとします。
- 令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を確立します。
- 令和5年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各1箇所以上設置します。
- 令和5年度末までに、医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場を設置します。
- 令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置をします。





そうだん しえん たいせい じゅうじつ きょうかとう
相談支援体制の充実・強化等

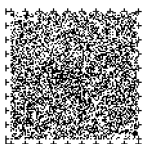
れいわ ねんどもつ そうだんしえんたいせい じゅうじつ きょうかとう む とりくみ じつしたいせい かくほ
 ・令和5年度末までに、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保
 します。

しょうがいふくし どう しつ こうじょう
障害福祉サービス等の質の向上

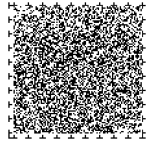
れいわ ねんどもつ しつ こうじょう はか と く かか たいせい こうちく
 ・令和5年度末までに、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築します。

しょうがいふくし りょうじょうきょう りょう み こ
7 障害福祉サービスの利用状況と利用見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護(ホームヘルプ) 重度訪問介護	時間/月	4,502	4,764	4,874	5,085	5,271	5,457
	同行支援						
行動支援 重度障害者等包括支援	実人/月	155	177	173	186	195	204
生活介護	時間/月	3,551	3,595	3,707	3,774	3,852	3,930
	実人/月	183	187	189	201	208	215
自立訓練(機能訓練)	時間/月	35	12	29	30	33	36
	実人/月	3	2	3	3	4	4
自立訓練(生活訓練)	時間/月	212	236	238	255	268	281
	実人/月	12	16	17	21	25	28
就労移行支援	時間/月	478	734	857	869	957	1,044
	実人/月	27	42	48	49	53	58
就労継続支援(A型)	時間/月	347	349	360	365	372	378
	実人/月	19	18	18	20	21	21
就労継続支援(B型)	時間/月	2,189	2,242	2,295	2,348	2,401	2,454
	実人/月	128	135	134	141	146	151
就労定着支援	時間/月	0	6	7	8	9	10
	実人/月						
療養介護	時間/月	8	8	8	8	8	9
	実人/月						
福祉型短期入所	時間/月	293	299	344	348	355	362
	実人/月	20	22	16	20	21	22
医療型短期入所	時間/月	12	11	6	9	10	11
	実人/月	2	3	2	3	4	4
計画相談支援	実人/月	106	134	150	162	179	197
地域移行支援	実人/月	1	1	0	1	1	1
地域定着支援	実人/月	0	0	0	1	1	1



※令和2年度は見込み値



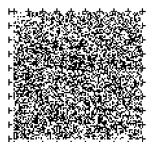
8 障害児福祉サービスの利用状況と利用見込み

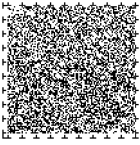
サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	人日/月	717	741	570	750	770	790
	実人/月	91	88	73	89	91	94
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	実人/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日/月	1,985	1,989	2,542	2,782	3,094	3,406
	実人/月	148	151	189	214	238	262
保育所等訪問支援	人日/月	8	11	6	8	8	11
	実人/月	5	6	4	5	5	6
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	3
	実人/月	0	0	0	0	0	1
障害児相談支援	実人/月	45	62	66	77	88	99
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	2	2	2	2	2

※令和2年度は見込み値

9 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
理解促進研修・啓発事業	有無	あり	あり	あり	あり	あり	あり
自発的活動支援事業	有無	あり	あり	あり	あり	あり	あり
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	有無	あり	あり	あり	あり	あり	あり
相談支援機能強化事業	有無	あり	あり	あり	あり	あり	あり
住宅入居等支援事業	有無	あり	あり	あり	あり	あり	あり
成年後見制度利用支援事業	人数	3	0	4	3	4	5
成年後見制度法人後見支援事業	有無	あり	あり	あり	あり	あり	あり
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件数	428	417	300	440	440	440
手話通訳者設置事業	人数	0	0	0	1	1	1
介護訓練支援用具	給付 件数	2	4	1	3	3	3





じりつせいかつしえんようぐ 自立生活支援用具	きゆうが 給付 けんすう 件数	12	14	14	14	14	14
ざいたくりようようとうしえんようぐ 在宅療養等支援用具	きゆうが 給付 けんすう 件数	8	7	12	9	9	9
じょうほう いしそつうしえんようぐ 情報・意思疎通支援用具	きゆうが 給付 けんすう 件数	25	22	27	25	25	25
はいせつかんりしえんようぐ 排泄管理支援用具	きゆうが 給付 けんすう 件数	2,082	2,046	2,014	2,047	2,047	2,047
きょたくせいかつどうさほじょようぐ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	きゆうが 給付 けんすう 件数	0	1	1	1	1	1
しゅわほうしんようせいけんしゅうじぎょう 手話奉仕員養成研修事業	こうしゅう 講習 しゅうりよう 修了 みこ 見込み しゃすう 者数	28	18	20	20	20	20
いどうしえん 移動支援	にんすう 人数	75	74	59	72	70	69
	じかんすう 時間数	919	861	664	770	720	670

「あいサポート運動」について

～ 障がいを知り、共に生きる、地域共生社会を目指して～

誰もが、さまざまな障がいの特性、障がいのある人が困っていることや、障がいのある人への必要な配慮などを理解して、障がいのある人に対してちょっとした手助けや配慮などを実践することにより、障がいのある人が暮らしやすい地域社会（共生社会）を皆さんと一緒に作っていく運動です。

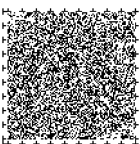
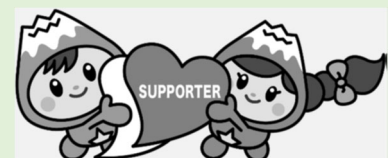
「あいサポート運動」は、地域の誰もが障がいのある人と共に生きるサポーターになっていただく取組として、平成21年11月28日に鳥取県からスタートしました。

富士見市では平成26年10月に「あいサポート運動」の推進に関する協定を鳥取県と締結し、取組を進めています。

「あいサポート運動」は、まず、さまざまな種別の障がいを知ることから始めます。障がいを知ることにより、障がいのある人が日常生活で困っていることを理解します。そしてそれぞれに必要な配慮や手助けを、できることから実践していこうという運動です。（特別な技術の取得は不要です。）

日常生活のなかで、障がいのある人が困っているときなどに、ちょっとした手助けをする意欲のある人であれば、誰でもなることができます。

「あいサポートバッジ」は、
あいサポーターのシンボルバッジです。



「障がいのある人もない人も、ともに生き、ともに支えあうまち 心 じみ」の実現に向けて

平成28年4月1日から障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)がスタートしています。

この法律は、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

障がいのある人もない人も、ともに生き、ともに支えあえるよう、市民みんなで取り組んでいきましょう。

障がいを理由とする差別をなくしていくために…

市民一人ひとりが、障がいや障がいのある人について理解を深め、誤解や偏見から生じる好ましくない対応、態度をなくしていく必要があります。

そして、障がいのある人が生活するうえで必要な配慮を行うことが大切です。

正当な理由もなく、ただ障がいがあるというだけで、サービスなどの提供を拒否したり、制限したりすることは好ましくありません。

- ◆障がいを理由にレストランの入店を断る。
- ◆障がい者向け物件はないと言って対応しない。
- ◆学校の受験や、入学を拒否する。

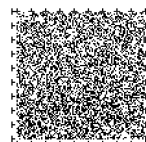


障がいのある人への必要な配慮(合理的配慮)を進めていくために…

障がいのある人が、障がいのない人と同様に日常生活を送る事ができるよう、障がいの特性に合わせた配慮をすることが必要とされています。

たとえば…

- ◇段差がある場合はスロープなどを使って補助をする。
- ◇聴覚障がいの人に対して、手話や要約筆記など、伝わりやすい手段をとる。
- ◇障がいのある人が働きやすいよう、職場の配置や環境、勤務条件などを柔軟に変更する。



＜富士見市手話言語条例＞

富士見市手話言語条例が平成27年12月15日の富士見市議会において可決・成立しました。

本条例は「手話は言語である」という認識に基づき、

- 1、手話に対する理解を深め、広く普及する。
- 2、手話を使う市民が安心して日常生活を送ることができる環境を整える。

これらを進めることで、全ての市民が共に生きる地域社会の実現を目指しています。

本条例は市内に居住、在勤、在学する方、または市内で事業活動を行う個人、企業、団体等を対象としています

手話は言語です

手話は、音声言語の日本語と異なる言語であり、耳が聞こえない人や聞こえづらい人が物事を考え、会話をするとき、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。これまで手話は言語として認められてきませんでした。国際連合総会において採択された「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」において「手話は言語である」と位置づけられました。

手話を学びたい方、興味のある方へ

- ・富士見手話サークル（問い合わせは「ぱれっと」まで 電話番号049-255-6610）
- ・手話奉仕員養成講習会 初心者の方を対象に講習会（全46回）を開催しています。
- ・手話通訳者養成講習会 手話通訳者を目指している方を対象に開催しています。手話通訳1、2課程と実践課程を約2年間かけて学びます。
- ・はじめての手話体験講座 初めて手話を学ぶ方、手話に興味のある方を対象に開催しています。

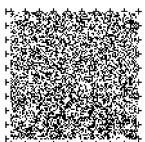
障がいのある人に関するマーク

障がいのある人に配慮した施設であることや、それぞれの障がいについて分かりやすく表示するため、さまざまなマークがあります。

身体障害者のための国際シンボルマーク



障がいのある人が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通の国際シンボルマークです。



ちょうかくしょうがいしゃひょうしき ちょうかくしょうがいしゃ
聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）



ちょうかくしょうがいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。

もうじん こくさい
盲人のための国際シンボルマーク



しかくしょうがいのある人の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられているマークです。

ハート・プラスマーク



しんたいないぶ（しんぞう、こきゅうきのう、ぞう、ぼうこう、ちよくちよう、しょうちよう、めんえききのう、かんぞう）にしょうがいがある人を表すマークです。

みみ
耳マーク



きこえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。

オストメイトマーク

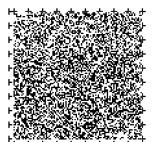


じんこうこうもん・じんこうぼうこう、そうせつしている人（オストメイト）のための設備があることを表すマークです。

しんたいしょうがいしゃひょうしき しんたいしょうがいしゃ
身体障害者標識（身体障害者マーク）



したいふじゆうであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。



ほじょ犬^{けん}マーク



身体^{しんたい}障害^{しょうがい}者^{しゃ}補助^{ほしよ}犬^{けん} (盲^{もう}導^{どう}犬^{けん}、介^{かい}助^{じよ}犬^{けん}、聴^{ちよう}導^{どう}犬^{けん}) 同伴^{どうはん}の啓^{けい}発^{はつ}のためのマークです。

ヘルプマーク



外^{がい}見^{けん}から分^わからなくても援^{えん}助^{じよ}や配^{はい}慮^{りよ}を必要^{ひつよう}としている方^{かた}々が、周^{しゅう}囲^いの方^{かた}に配^{はい}慮^{りよ}を必要^{ひつよう}としていることを知らせることができるマークです。

こ^こども^{くるま}車^{くるま}いす



外^{がい}観^{かん}ではベビーカーと判^{はん}別^{べつ}しにくい“こ^こども^{くるま}車^{くるま}いす”、または心^{しん}身^{しん}障^{しょう}がい児^じなどが車^{くるま}いすとしての用^{よう}途^とで利用^{りよう}しているベビーカーを判^{はん}別^{べつ}するためのマークです。

はくじょう 白杖 SOS シグナル 普及啓発シンボルマーク



白杖^{はくじょう}を頭^{まじょう}上^{じょう}50cm程度^{ていど}に掲^{かか}げてSOSのシグナルを示^{しめ}している視^し覚^{かく}に障^{しょう}がいのある人^{ひと}を見^みかけたら、進^{すす}んで声^{こえ}をかけ支^し援^{えん}しようという「白杖 SOS シグナル」運^{うん}動^{どう}の普^ふ及^{きつ}啓^{けい}発^{はつ}シンボルマークです。

だい き ふ じ み し しょう しゃしえんけいかく 第5期富士見市障がい者支援計画

がいようばん
(概要版)

れいわ ねん がつ
令和3年4月

ふじみし けんこうふくしよ しょうがいふくしか
富士見市健康福祉部障がい福祉課

さいたまけん ふじみし おおあづま ま ほんち
〒354-8511 埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1

でん わ 049-251-2711 (だいひょう)
電話 (代表)

F A X 049-251-1025

